

原子力防災会議行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案					現 行					
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	30年	①立案基礎文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 <u>原子力防災会議</u>の決定 	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	30年	①立案基礎文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 <u>政務三役会議</u>の決定
				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 <u>議事の記録</u> 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 <u>議事概要・議事録</u> 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
				③（略）	（略）				③（略）	（略）

		(2)~(7) (略)	(略)		(略)		(2)~(7) (略)	(略)		(略)		
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・ <u>原子力防災会議</u> の決 定		(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・ <u>政務三役会議</u> の決定		
			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		
			③（略）		(略)			③（略）		(略)		
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)		(2)~(7) (略)	(略)		(略)		
4	規則の 制定又 は改廃	(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約		4	<u>内閣府 令、省令 その他</u>	(1)立案の 検討	①立案基礎文書（一の項 イ）	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約

及びその経緯			<ul style="list-style-type: none"> 大臣指示 <u>原子力防災会議</u>の決定 	<u>の規則</u> の制定 又は改廃及び その経緯			<ul style="list-style-type: none"> 大臣指示 <u>政務三役会議</u>の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 <u>議事の記録</u> 配付資料 中間報告、最終報告、提言 			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 <u>議事概要・議事録</u> 配付資料 中間報告、最終報告、提言
		③（略）	（略）			③（略）	（略）
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> 規則案 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 		(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> <u>府令案・省令案</u>・規則案 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由
	(3)制定又は改廃	規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	<ul style="list-style-type: none"> 規則案 理由、新旧対照条文、参照条文 		(3)制定又は改廃	<u>内閣府令、省令その他の</u> 規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	<ul style="list-style-type: none"> <u>府令案・省令案</u>・規則案 理由、新旧対照条文、参照条文

		(4)、(5) (略)	(略)		(略)			(4)、(5) (略)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(削除)	(削除)	30年	(削除)	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
			(削除)		(削除)					②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料
		(削除)	(削除)		(削除)					①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表

		計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)に掲げるものを除		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ <u>原子力防災会議</u>の決定 			本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ <u>政務三役会議</u>の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤(略)	(略)				③～⑤(略)	(略)

		く。)										
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>	10年	（略） ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>	6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>	
7	省議（これに準ずるもの）の決定又は了解に関する	省議の決定又は了解に関する	①～②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書	10年	（略） ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>	7	省議（これに準ずるもの）の決定又は了解に関する	省議の決定又は了解に関する	①～②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書	10年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>	

	のを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	る立案の検討その他の重要な経緯	書(七の項口) <u>及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)</u> の議事が記録された文書						
			④(略)		(略)		④(略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯				
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料		①～③(略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
			⑤(略)		(略)		⑤(略)		(略)

9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 原子力防災会議の決定 	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤（略）		（略）				③～⑤（略）		（略）
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 原子力防災会議の決定 	10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 				②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯
			③～⑤（略）		（略）				③～⑤（略）		（略）

			議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 				議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			③～⑤（略）		（略）				③～⑤（略）		（略）
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の 権利義務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法（平 成5年 法律第 88号） 第2条 第8号 口の審 査基準、 同号ハ の処分 基準、同 号二の 行政指 導指針	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 				①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②～⑤（略）		（略）				②～⑤（略）		（略）

	及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯					及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
	(2)、(3) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)、(3) (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(4)補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和</u>	<u>①交付の要件に関する文書(十三の項イ)</u>	<u>交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後</u>	<u>・交付規則・交付要綱・実施要領</u> <u>・審査要領・選考基準</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)</u>		<u>了する日に係る特定日以後</u>	<u>・審査案</u> <u>・理由</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)</u>		<u>5年</u>	<u>・実績報告書</u>	

		緯	(略)	(略)	(略)			緯	(略)	(略)	(略)		
		(5) (略)						(6) (略)					
12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号ロ の審査 基準、同 号ハの 処分基 準、同号 二の行 政指導 指針及 び同法 第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言			(1)行政手 続法第 2条第 8号ロ の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		
			②～⑤ (略)		(略)				②～⑤ (略)		(略)		

	要な経緯					の重要な経緯			
	(2)、(3) (略)	(略)	(略)	・ 審査案 ・ 理由		(2)、(3) (略)	(略)	(略)	・ 審査案 ・ 理由
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後	・ 交付規則・交付要綱・実施要領 ・ 審査要領・選考基準
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		5年	・ 審査案 ・ 理由	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)			・ 実績報告書	
	(4)不服申立てに関する審議会等にお	① (略) ② 審議会等文書(十四の項ロ)	裁決、決定その他の処分がされる日	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		(5)不服申立てに関する審議会等にお	① (略) ② 審議会等文書(十四の項ロ)	裁決、決定その他の処分がされる	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見

		ける検討その他の重要な経緯	③、④ (略)	に係る特定日以後10年	(略)			ける検討その他の重要な経緯	③、④ (略)	日に係る特定日以後10年	(略)
		(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項						その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		(2) (略)	②~⑤ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項イ)	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項ロ)				・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書		
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書(二十一の項ハ)				・行政事業レビュー ・執行状況調査		
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の				・予算の配賦通知		

			(削除)		(削除)			(二十二の項ハ)		ものを除く。
			(削除)		(削除)			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ)		・調書
			(削除)		(削除)			⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)		・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
15	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十三の項)	10年	・大臣指示 ・原子力防災会議の決定 ・原子力防災会議内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	10年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画
16	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第	①(略) ②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見	17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見

		以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項口)		・評価書 ・評価書要旨		以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項口)		・評価書 ・評価書要旨	
			⑥(略)		(略)			⑥(略)		(略)	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>19 公共事業の実施に関する事項</u>	<u>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する</u>	<u>①立案基礎文書(二十七の項イ)</u>	<u>事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評</u>	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯
			<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>			<u>②立案の検討に関する審</u>			

			<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>決裁文書(二十七の項ハ)</u>		
			<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
			<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書
			<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ヘ)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨
<u>18</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(5の項(2)に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
<u>19</u>	国会及	(1)国会審	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
<u>21</u>	国会及	(1)国会審	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

	び審議会等における審議等に関する事項	議(1)の項から18の項までに掲げるものを除く。)					び審議会等における審議等に関する事項	議(1)の項から20の項までに掲げるものを除く。)			
		(2)審議会等(1)の項から18の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			(2)審議会等(1)の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		22	(略)	(略)	(略)	(略)
備考						備考					
一 (略)						一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。						二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに						三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに					

事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、原子力防災会議における重要な経緯が記録された文書である。

四、五 (略)

事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。

四、五 (略)

別表第2 行政文書の保存期間基準

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3 (略)		
4	規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)
		(略)
		(略)
		(略)
		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯		
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	<u>(削除)</u> 移管

別表第2 行政文書の保存期間基準

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3 (略)		
4	<u>内閣府令、省令</u>	(略)
	その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)
		(略)
		(略)
		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯		
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	<u>(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要</u> 移管

	緯				の経緯	な経緯	
		<u>(削除)</u>				<u>(2)決算に関する閣議の求め及び 決算の国会提出その他の重要な経緯</u>	
		<u>(1)</u> (略)				<u>(3)</u> (略)	
		<u>(2)</u> 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。）				<u>(4)</u> 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	
6～10 (略)				6～10 (略)			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(4)補助金等の交付に関する重要な経緯</u>	<u>以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書</u>
		<u>(4)</u> (略)	(略)			<u>(5)</u> (略)	(略)
		<u>(5)</u> (略)	(略)			<u>(6)</u> (略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する</u>	<u>以下について移管 ・補助金等の交付の要件に</u>

						<u>る重要な経緯</u>	<u>関する文書</u>
		<u>(4)</u> (略)	(略)			<u>(5)</u> (略)	(略)
		<u>(5)</u> (略)	(略)			<u>(6)</u> (略)	(略)
職員の人事に関する事項				職員の人事に関する事項			
13	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)
その他の事項				その他の事項			
14	(略)	(略)	(略)	14	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	15	<u>予算及び決算に関する事項</u>	<u>(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)</u>	<u>以下について移管</u> ・ <u>財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。)</u> ・ <u>財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。)</u>

						<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
		(削除)	(削除)		<p>(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> (財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。) ・<u>財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> (財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。)

							<ul style="list-style-type: none"> ・<u>財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。）</u> ・<u>上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書</u>
<u>15</u>	(略)	(略)	(略)	<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	(略)	<u>17</u>	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	(略)	<u>18</u>	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>19</u>	<u>公共事業の実施に関する事項</u>	<u>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯</u>	<u>以下について移管</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>総事業費が特に大規模な事業（例：100 億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの</u> ・<u>総事業費が大規模な事業</u>

							<u>(例：10億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの</u> <u>・工事誌</u>
<u>18</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項 <u>2</u> に掲げるものを除く。）	(略)	<u>20</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項 <u>4</u> に掲げるものを除く。）	(略)
<u>19</u>	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から <u>18</u> の項までに掲げるものを除く。）	(略)	<u>21</u>	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から <u>20</u> の項までに掲げるものを除く。）	(略)
		(2)審議会等（1の項から <u>18</u> の項までに掲げるものを除く。）	(略)			(2)審議会等（1の項から <u>20</u> の項までに掲げるものを除く。）	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)	<u>22</u>	(略)	(略)	(略)
注（略） (3)、(4)（略）				注（略） (3)、(4)（略）			